

変更届等の提出に関する注意点

資料2

1 変更届の記載時の注意点

(1) 申請者の氏名については、職氏名を記載して下さい。

例1 代表取締役 旭川太郎

例2 理事長 旭川太郎

(2) 提出期限について

変更届については、変更があった日から10日以内に提出をお願いいたします。

10日を過ぎて提出する場合には遅延理由書（任意作成）の提出が必要となります。

介護保険法 第75条抜粋

指定居宅サービス事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定居宅サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(3) 原本と相違ないことの証明（原本謄写の証明）

変更届、指定更新などの添付書類のうち、登記事項証明書、資格を証する書類等（資格証、修了書）、建物の賃貸借契約など、第三者が発行する書類の写し（コピー）を提出する場合は、原本と相違ない旨を申請者が証明して提出をお願いします。

記載例 1

本書は原本と相違ありません。

株式会社 ○○○○ 代表取締役 旭川 太郎

印

記載例 2

原本と相違ないことを証明する。

株式会社 ○○○○ 代表取締役 旭川 太郎

印

旭川市福祉保険部指導監査課 介護担当

0166-25-9849